

令和5年12月25日

第6回村上市農業委員会会議録

第6回村上市農業委員会総会を令和5年12月25日午後2時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山章	2番	大野章
3番	菅原隆雄	4番	高橋大亮
5番	遠山和孝	6番	遠藤俊樹
7番	斎藤博	9番	阿部正一
10番	佐藤昌夫	11番	板垣栄一
12番	船山寛	13番	島田幸男
14番	田村昭一	15番	佐藤裕介
16番	加藤孝平	17番	佐藤健吉
18番	大倉毅	19番	富樫与志栄
20番	富樫あゆみ		

2. 欠席委員は次のとおりである。

8番 稲葉浩之

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第3号 令和5年度村上市賃借料情報（案）について  
その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	高橋雄大
事務局 次長	中村宣信
事務局 副参事	小田雄介
事務局 副参事	近藤和久

高橋局長

定刻より早めですが、皆さんおそろいですので、ただいまから第6回の村上市農業委員会総会を開催したいと思います。

それでは、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は1名です。議席番号8番、稲葉浩之委員です。よって、本日の出席委員は19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、本日は農地利用最適化推進委員との合同会議ですので、推進委員の方にもご出席をいただいております。本日の欠席の推進委員は3名です。議席番号2番、鈴木雅之委員、議席番号4番、東海林善雄委員、議席番号18番、貝沼勝男委員から欠席の報告を受けております。よって、農地利用最適化推進委員の出席者は16名となります。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。恒例により議長に一任願えれば幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第6回村上市農業委員会定例総会の議事録署名委員については議席番号11番、板垣委員、議席番号12番、船山委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

それでは、日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1 ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、東京都江東区東砂8丁目、小田美由紀、土地につきましては4筆、1,450平米でございます。申請事由といたしましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は字奥野61、字五リン840は山林化しており、字奥野62、字スト道822番1は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、位置について説明いたします。次のページ御覧いただきたいと思います。図面中央を縦方向に通っているのが国道7号でございます。その図面下段の中央には旧塩野町小学校が

ございます。この国道の両側に太線で囲まれている4筆が今回の申請箇所となっております。  
報告は以上でございます。

石山会長

ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。  
(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、報告については以上といたします。  
議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局、説明願います。

小田副参事

それでは、3ページを御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、贈与が5件、売買の案件が5件、合わせまして10件でございます。

それでは、番号1番の贈与案件からご説明いたします。番号1番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積758平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。こちら現在の耕作者である〇〇〇〇さんのほうへ贈与をしたいというものでございます。

続きまして、番号2番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、面積159平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。こちらも現在の耕作者である三科さんのほうへ贈与をしたいものでございます。

番号3番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積523平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。こちらも現在の耕作者へ贈与したいものでございます。

番号4番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積251平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。こちらも現在の耕作者である〇〇〇〇さんへ贈与したいものでございます。

続きまして、番号5番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑3筆、地積580平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。こちらは、おいに当たる方からおじさんへの贈与になります。おじさんのほうが、〇〇〇〇さんが耕作者のため、そちらのほうへ贈与したいものでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、番号6番になります。こちらから売買の案件でございます。番号6番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積1,499平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号7番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積2,845平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号8番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積33平米、契約

の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

5ページになります。番号9番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、2,138平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円です。

続きまして、番号10番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田4筆、地積合わせまして2,294平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

場所の説明をいたします。6ページ御覧ください。ページ中央の上側に中等教育学校がございます。ページの下側、松原町の左下側に1筆太く囲った箇所がございます。こちらが議案第1号、番号1番の箇所でございます。

続きまして、7ページになります。こちら岩船地区でございます。ページ左側に岩船中学校がございます。その東側には百川が流れており、国道345号が走っております。その345号の左側に太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号2番の位置図になります。

ページをめくっていただきまして、8ページになります。こちら朝日地区でございます。ページの下側に県道鶴岡村上線が走っております。石住集落の付近でございます。ページの上部へ行きますと、三面川が流れております。集落と三面川の間付近でページ中央付近に太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号3番の位置図になります。

続きまして、9ページでございます。こちら朝日地区の石住集落付近でございます。ページの左下側にJAのカントリーエレベーターがございます。ページの右側に太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号4番の位置図になります。

続きまして、10ページでございます。こちら朝日地区猿沢集落でございます。ページの中央を国道7号が走っておりまして、国道の左側には朝日さくら小学校、猿沢保育園がございます。国道7号を挟みまして、朝日まほろばインターチェンジ付近、こちらに3筆太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号5番の位置図でございます。

続きまして、11ページです。こちら山辺里地区になります。ページの左上側に山辺里保育園、農村環境改善センターがございます。ページ中央やや左側に上相川集落がございます。上相川集落の日下側、ページの右側に太く囲った場所がございます。こちら議案第1号、番号6番の位置図になります。

またページをめくっていただきまして、12ページでございます。ページ中央を国道7号が走っております。ウオロクや薬局、NTTのドコモショップなどが立ち並んでいる付近でございます。その裏側になります太く囲った場所が一带ございますが、こちらが議案第1号、番号7番の位置図になります。

続きまして、13ページでございます。こちら神林地区になります。右側に国道7号、左側に日本海沿岸東北自動車道が走っております。ちょうど高速のトンネル付近の箇所でございます。国

道と高速道路の中間付近に1筆太く囲った場所がございます。こちらが議案第1号、番号8番の位置図になります。

ページをめくっていただきまして、14ページでございます。こちら朝日地区の黒田集落でございます。集落内を県道高根村上線が走っておりまして、集落の右上側に太く囲った筆がございます。こちら議案第1号、番号9番の位置図でございます。

15ページになります。山北地区になります。ページ左下側に国道7号が走っておりまして、北中集落から北黒川集落でございます。北黒川集落の右側に4筆ほど太く囲った箇所がございます。こちら議案第1号、番号10番の位置図でございます。

以上で場所の説明を終わります。説明しました10件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

石山会長

ただいまの議案第1号につきまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特になくありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

小田副参事

それでは、16ページになります。議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定についてご説明いたします。

今月は、賃貸借の設定が41件、贈与の案件が1件、売買の案件が3件ございます。その後、中間管理機構の案件についてご説明をさせていただきます。

それでは、16ページの番号1番からでございます。貸人〇〇〇〇、借人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積1,209平米、賃借権の設定、期間は5年間、賃借料は10アール当たり〇〇〇〇円、新規の設定で、改良区費は借人負担でございます。

以降、26ページの番号41番まで賃借権の設定の案件でございます。

それでは、26ページの番号42番、こちらが譲与の案件でございます。番号42番、譲渡人、菅井克彦、譲受人、稲葉覺、地目、田5筆、地積合わせまして12,999平米、所有権の移転、贈与で

ざいます。こちら譲渡人から妹の旦那さんである、現在の耕作者である稲葉さんへ贈与をするものでございます。

続きまして、27ページの番号43番、こちらから売買の案件でございます。番号43番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇、地目、田1筆、地積130平米、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

ページをめくっていただきまして、番号44番でございます。譲渡人、佐藤京子、譲受人、43番と同じく佐藤勘治、地目、田10筆、地積15,917平米、対価は〇〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇〇円でございます。

またページをめくっていただきまして、番号45番になります。譲渡人、菅原伊一、譲受人、株式会社高南農産、地目、田4筆、地積3,967平米、所有権の移転、売買、対価は〇〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇〇円でございます。

場所の説明をいたします。31ページからでございます。こちら朝日地区でございます。ページの左側に国道7号、そして左下にみどりの里、少し上に杏園がございます。その右側に4筆太く囲った箇所とページの右下に1筆太く囲った場所がございます。こちらが議案第2号、番号42番の位置図でございます。

ページをめくっていただきまして、番号43番と44番、一緒に表記をさせていただいております。ページの右下側に見えますのが桃川集落でございます。集落内を国道290号が走っておりまして、集落の北西側、ページの中央やや左側にそれぞれ太く囲った箇所がございます。こちらが議案第2号、番号43番と44番の位置図でございます。

続きまして、右側、33ページでございます。こちら縦にして見ていただきたいと思いますが、こちら朝日地区の岩沢集落でございます。ページの左上側、県道小揚猿沢線付近に1筆と右下側に3筆を太く囲ってございます。こちらが議案第2号、番号45番の位置図でございます。

以上でございます。

続きまして、中間管理機構の説明をさせていただきます。

#### 近藤副参事

続きまして、34ページから中間管理機構の手続になります。

先に館腰地区のは場整備の進捗状況について報告します。9月上旬から10月上旬にかけて下新保、大場沢、古渡路、四日市集落を対象に館腰第3、第4地区の中間管理機構の契約手続き会を開催しました。館腰第3、第4地区については、県から調査地区の認定を受けていないものですが、現時点で対象農地は確定しておりませんが、予定されている農地約2,400筆、230ヘクタールのうち約2,100筆、200ヘクタール分の契約書類に同意をいただき、このたび12月、この案件でお諮りいたします。既に機構契約済みの農地を差し引くと、残りは約5ヘクタールほどになりますが、多くは相続登記がなされておらず、共有者や所有者が不明となっている農地ですので、農地

バンク法や農地法による特例手続等も活用しながら、中間管理権の設定を進めてまいります。なお、昨年度以前に機構契約済みの農地貸借期間が15年未満のものについてもほ場整備事業の条件を満たすため、来年度以降引き続き手続を進めてまいります。

それでは、34ページから御覧ください。ここから農地中間管理事業による利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしく申し上げます。今回は、使用貸借388件、賃貸借382件、合計770件です。館腰第1、第2地区内の農地の貸借が8件、そのほかは館腰第3、第4地内の農地の貸借でございます。

初めに、使用貸借の案件でございます。番号46番、貸人〇〇〇〇、借人公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積49平米ほか2筆、計471平米、利用権等の種別は使用貸借による権利の設定、期間が19年間。

続いて、番号47番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、村上市堀片2番20号、本保昭三、内容については番号46番と同様でございます。

ここから134ページ、番号433番までが使用貸借の案件となっております。

続きまして、賃借権の案件です。135ページ、番号434番、貸人〇〇〇〇、借人公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積1,035平米ほか9筆、計10,383平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が19年間、借賃が10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は貸人負担でございます。

続いて、番号435番、貸人公益社団法人新潟県農林公社、借人〇〇〇〇、内容については番号434番と同様でございます。

ここから230ページ、番号815番までが賃借権の案件となっております。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは最初に、議案番号40番、41番について審議いたしますので、議席番号7番、斎藤委員、議席番号16番、加藤委員、議席番号19番、富樫委員のお三方は議事に参与できませんので、退席願います。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君、19番 富樫与志栄君退席)

石山会長

番号40番、41番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号40番、41番については承認することに決定いたしました。

(7番 斎藤 博君、16番 加藤孝平君、19番 富樫与志栄君着席)

石山会長

斎藤委員、加藤委員、富樫委員、議案番号40番、41番、承認することに決定いたしました。

次に、番号46番から815番まで審議いたします。

議事に私参与できませんので、退席させていただき、職務代理者の板垣委員から議長をお願いいたします。

(1番 石山 章君退席)

板垣職務代理

議長交代をいたしました。

それでは、34番から最後まで、議案番号でいくと46番から815番の全部について機構関連の案件でありますので、全てに対して会長は退席されたわけでありませぬ。

まず、76ページから82ページの議案番号212番から235番まで。

議席番号12番、船山寛委員、退席をお願いいたします。

(12番 船山 寛君退席)

板垣職務代理

船山委員が退席されました……すみません、次長。船山さんちょっと戻してもらえますか。ちょっとお待ちください。

(12番 船山 寛君着席)

板垣職務代理

船山委員、先ほど申し上げました案件にもう2件ばかり、610番から667番についても同様に退席でありますし、746番から755番についても退席をしていただきます。これからその部分を審査します。お願いいたします。

(12番 船山 寛君退席)

板垣職務代理

それでは、退席された船山さんも関係しているのでありますが、番号212番から235番、610番から667番、746番から755番について審議いたします。質疑をお受けいたします。ございませんか。

(なしの声あり)

板垣職務代理

それでは、今ほど申し上げました212番から235番、610番から667番、746番から755番、承認することに決定してよろしいですか。

(異議なしの声多数)



板垣職務代理

決定いたしました。

船山さんお願いします。

(12番 船山 寛君着席)

板垣職務代理

船山委員、212番から235番、610番から667番、746番から755番まで承認することに決定いたしました。

それでは続きまして、378番から393番まで。

議席番号13番、島田委員、関係者でありますので、退席をお願いいたします。

(13番 島田幸男君退席)

板垣職務代理

それでは、378番から393番まで審議いたします。ご質問のある方はお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

ないようでありますので、378番から393番まで承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

承認されました。

(13番 島田幸男君着席)

板垣職務代理

島田委員、378番から393番まで承認することに決定いたしました。

それでは、今ほど申し上げましたそのほかの議案に関しまして、質問ありましたらお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

それでは、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

承認をされました。

9番、阿部委員。

阿部正一委員

9番、阿部です。ちょっとお聞きしたいのですが、46番と47番、これは利用権の設定する者

が一回やって、同じ人に行くのですか。どういう関係でこういうのが出てくるのかお聞きしたです。

近藤副参事

機構の手続になりますと、ほ場整備の関係で自分の持っている土地も一旦中間管理機構に預ける必要があります。その関係で自分から自分になるというのが発生するような形になりました。

阿部正一委員

これいっぱいありますか。

近藤副参事

はい、あります。畑とかだと結構ございます。

板垣職務代理

9番、阿部委員、よろしいですか。

阿部正一委員

この中にいっぱいありますか。

近藤副参事

はい、ございます。

阿部正一委員

番号言ってください。

近藤副参事

今おっしゃいました46……

阿部正一委員

そういう説明もなかったもので、どう見ても46と47は物件も同じだし、渡す人と受ける人同じなわけですよ。その辺の取り扱いの説明がなかったもので、お聞きしたんです。

近藤副参事

申し訳ありません。

阿部正一委員

そのほか。

近藤副参事

46、47、56、57。

(50、51もの声あり)

近藤副参事

50、51、そうですね。失礼しました。56、57……

阿部正一委員

いいです。

近藤副参事

申し訳ありません。

阿部正一委員

ただ、説明の段階でそういうような話をしていただければ了解です。たまたま一番上にあったので、私の見間違いかなと思ひまして、それでお聞きしたのです。

近藤副参事

失礼しました。

板垣職務代理

12番、船山委員。

船山 寛委員

今の阿部さんの質問ですけども、事務局のほうから説明の仕方がちょっと不足なので、その辺近藤さん、あくまでもほ場整備の関係で、中間管理機構に出すときには全部の面積を出すと、貸すということで、借手があるものについてはその相手に貸す。自分で作る田んぼを自分でやっていて、また自分で作るという人については今の案件です。指摘があったこのような形で一応管理機構に出して、また管理機構から受けるということの説明が足りなかったんで、その辺きちんと事務局説明してくればこういうことないかと思われまますので。

近藤副参事

申し訳ありませんでした。

板垣職務代理

9番、阿部委員、よろしいですか。

阿部正一委員

よく分かりました。

板垣職務代理

それでは、事務局のほうは、これからまたそういった案件が出てくるかと思ひますので、整理をしながら説明をして、お願いをしたいと思ひます。

ほかにご意見のある方、お願いいたします。

(発言する者なし)

板垣職務代理

ないようであれば、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

それでは、決定といたします。

(1番 石山 章君着席)

板垣職務代理

石山会長、議案番号46番から755番まで承認することに決定いたしました。

石山会長

それでは次に、議案番号1番から39番、議案番号42番から45番までについて質疑に入ります。  
ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

これも特にないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号1番から39番、42番から45番まで承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 令和5年度村上市賃借料情報(案)についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

小田副参事

それでは、231ページ、最後のページになります。議案第3号 令和5年度村上市賃借料情報(案)についてご説明をいたします。

こちらは、農地法第52条の規定によりまして借賃等を別紙のとおり公表するものとなっております。

最後、232ページを御覧ください。こちらの表は、令和4年6月から令和5年5月までに農業委員会で決定、公告されました農用地利用集積計画から算出をしたものとなります。上段の数字は金額を集計したもので、下段の括弧内の数字は物納数を集計したものを表示してございます。データ数は、集計に用いた筆の数となります。算出結果は四捨五入し、100円単位として、物納についてはキログラム単位としております。算出に当たって、平均に比べ著しく高額など特殊な情報は集計から除いております。また、データ件数が5件未満の場合は表示してございません。この先、本日ご承認をいただけたら、こちらの表を、全戸配布はしないのですが、ホームページの公表、また各支所の窓口等での閲覧、配付のような形で市民の皆様にお知らせができたかなと思っております。

説明は以上でございます。

石山会長

議案第3号について質疑に入ります。ご意見、ご質問ある方。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 令和5年度村上市賃借料情報(案)については承認することに決定いたします。

その他について、議案として皆様方から。

17番、推進委員、齋藤委員。

齋藤裕助推進委員

地域計画のことで質問させてください。

毎年集落協議で何か所か回っているのですけれども、その中での質問なんですけれども、令和7年4月から農地の貸し借りの方法が変わりますということで資料頂いているのですけれども、今度7年の4月以降は農地法と農地バンク法で貸し借りが決定するという事なんですけれども、この農地法はどういうことをうたわれているのでしょうか、質問したいんですけれども。

石山会長

実はこの件についてその他協議のときに説明する予定になっていましたのですが、今……

齋藤裕助推進委員

そういうのであれば結構です。

石山会長

よろしいですか、そのときで。

齋藤裕助推進委員

はい。

石山会長

ほかないでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

議事、議案については以上としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

それでは、議事については以上とし、暫時休憩に入ります。

休憩 午後2時45分～午後3時00分

- ・協議、連絡事項ほか

時に午後 3 時30分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 5 年12月25日

村上市農業委員会  
会 長

同議事録署名委員  
委 員

委 員